

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (NTT Comひかり電話サービス) 【現改比較表】 2024年12月25日現在

～2024年12月24日

[\(令和6年11月1日現在\)](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT Com ひかり電話サービス)

目次 (略)

第1条 (略)

(用語の定義)

第2条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 (略)	(略)
2 国際通信	<p>通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）、当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）及び当社が別に定める電気通信事業者の国際ネットワーク番号を用いた電気通信サービスに係る携帯端末等（以下「国際ネットワーク端末」）をいいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの</p> <p>(注)当社が別に定める電気通信事業者は、</p> <p>Iridium Communications Inc. Thuraya Telecommunications Company Inmarsat Global Ltd.</p> <p>Transatel とします。</p>
3～21 (略)	(略)

2～3 (略)

第3条～第41条 (略)

別記 (略)

2024年12月25日～

[\(令和6年12月25日現在\)](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT Com ひかり電話サービス)

目次 (略)

第1条 (略)

(用語の定義)

第2条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 (略)	(略)
2 国際通信	<p>通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）、当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）及び当社が別に定める電気通信事業者の国際ネットワーク番号を用いた電気通信サービスに係る電気通信設備（以下「国際ネットワーク設備」）をいいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの</p> <p>(注)当社が別に定める電気通信事業者は、</p> <p>(特定衛星携帯端末) Iridium Communications Inc. Thuraya Telecommunications Company Inmarsat Global Ltd.</p> <p>(国際ネットワーク設備) Transatel とします。</p>
3～21 (略)	(略)

2～3 (略)

第3条～第41条 (略)

別記 (略)

料金表

通則（略）

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 （略）

第2 通信料

1 適用

区分	内容
(1)～(11) (略)	(略)
(12)本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局、特定衛星携帯端末又は国際ネットワーク端末との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局、特定衛星携帯端末又は国際ネットワーク端末の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。
(13)～(14) (略)	(略)

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの（略）

2-2 国際通信に係るもの

2-2-1 国際通信の取扱い地域

地域区分	地域
(略)	(略)
特定衛星携帯端末	イリジウム スラヤー
国際ネットワーク端末	トランザテル
備考（略）	

2-2-2（略）

第3～第4（略）

第2表（略）

第3表 付帯サービスに関する料金

第1 重複掲載料

電話帳発行のつど 1掲載ごとに 500円（税込価格 550円）

第2～第4（略）

通信料別表（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 （略）

第2 通信料

1 適用

区分	内容
(1)～(11) (略)	(略)
(12)本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局、特定衛星携帯端末又は国際ネットワーク設備との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局、特定衛星携帯端末又は国際ネットワーク設備の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。
(13)～(14) (略)	(略)

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの（略）

2-2 国際通信に係るもの

2-2-1 国際通信の取扱い地域

地域区分	地域
(略)	(略)
特定衛星携帯端末	イリジウム スラヤー
国際ネットワーク設備	トランザテル
備考（略）	

2-2-2（略）

第3～第4（略）

第2表（略）

第3表 付帯サービスに関する料金

第1 重複掲載料

タウンページウェブ版に掲載の都度 1掲載ごとに 500円（税込価格 550円）

第2～第4（略）

通信料別表（略）

▲IP 通信網サービス契約約款 共通編

附則（令和6年12月18日 CAS1サ第000400006187-01）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和6年12月25日から実施します。

（経過措置）

2 この改正前の規定により発行される電話帳における重複掲載料の適用については、契約事業者の電話サービス契約約款に準じて取り扱います。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。